

第1章 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランの役割と位置づけ

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市計画法第18条の2において策定を義務づけられたものです。都市計画マスタープランでは、概ね20年間の長期的展望にたった町の将来像や町が行う都市計画の方向性を示すとともに、土地利用や道路、公園、下水道等の都市施設整備、景観や防災等に関する方針を定めます。

(2) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、都市計画を実施していく際の基本方針となるとともに、町民と行政が一体となってまちづくりを進めていく上での共通の指針としての役割を果たします。

具体的には、以下に示す4つの役割があります。

- 実現すべき具体的な都市の将来像を示す
- 個別の都市計画に関し、地域住民の理解を得る根拠となる
- 個別の都市計画相互の調整を図る
- 個別の都市計画の決定・変更の指針となる

■ 実現すべき具体的な都市の将来像を示す

吉富町全体の将来あるべき姿やその実現に向けたまちづくりの方針等を検討し、目指すべき都市の将来像を示します。都市計画は住民の合意の上に進められるべきものであるため、住民に最も近い立場にある行政が、地域固有の自然・歴史・生活文化・産業等の地域特性を踏まえ、住民の意見を反映させながら、都市および地域レベルで将来の都市があるべき姿やまちづくりの方針等を検討し、都市計画マスタープランによって、吉富町の「まちづくりの将来像」（将来あるべき姿）をより具体的に明示します。

■ 個別の都市計画に関し、地域住民の理解を得る根拠となる

これから吉富町が目指すべき都市の将来像を示すことにより、住民の都市計画に対する理解を深め、各種都市計画事業や規制・誘導への協力や参加を容易にします。

■ 個別の都市計画相互の調整を図る

将来像に基づき、土地利用、都市施設、都市環境等の個別の都市計画について、相互に整合性のある計画を推進します。したがって、個別の都市計画相互の調整は、都市計画マスタープランのもとになされることとなります。

■ 個別の都市計画の決定・変更の指針となる

市町村の定める都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければなりません。すなわち、都市計画マスタープランは、それ自体拘束力は無いものの、拘束力を有する個別の都市計画の根拠となるものであり、都市計画マスタープランに示す将来像は、個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す誘導指針としての役割を担うものです。

2. 目標年次

目指すべき都市の将来像の実現に向けては、総合的な取り組みが必要であり、土地利用の誘導や都市施設の整備、都市の成熟には長期間を要します。

したがって、吉富町都市計画マスタープランの目標年次は、概ね20年後の平成40年（2028年）とします。

3. 目標人口

計画目標年次（平成40年）における本町の人口を10,000人と設定します。

本町の人口は、昭和55年に7,749人と町制施行以来の最高値を示しましたが、その後減少を続けており、平成17年の国勢調査では、7,053人となりました。

これまでの傾向を将来に延長すると、人口の大幅な伸びは望めないものと予想されますが、活気ある町として発展するため、人口増加を図るための施策を積極的に展開します。

今後、東九州自動車道の開通、地域高規格道路「中津日田道路」の整備による通勤圏の拡大や、「北部九州自動車生産150万台構想」による中津市、苅田町などにおける自動車関連産業の成長と福岡東部県界道路（県道吉富港線バイパス）開通とによる物流中継基地としての位置づけの高まり、さらには周防灘湾岸線道路の計画による将来の発展への期待などにより、産業立地の進展、本町への就業者世帯の流入による人口増が見込まれます。

このような北九州市都市圏に近く、大分県中津市に隣接しているという本町の立地特性を生かすとともに、今後実施するJR吉富駅周辺の開発、町有地の有効活用、公共下水道の整備や幅員の狭い道路の整備等により、生活環境の向上、新たな宅地の供給や企業立地を積極的に進め、魅力と活力ある町の形成を目指していくものとし、平成40年における将来目標人口を10,000人とします。